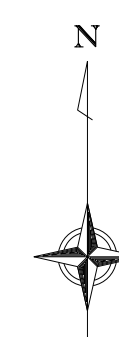
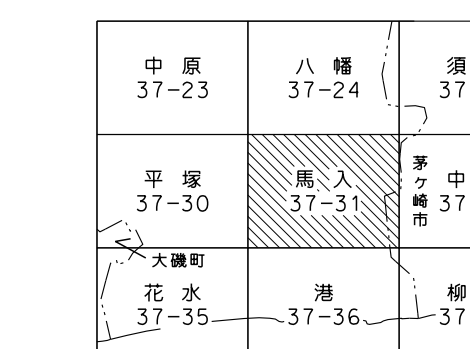


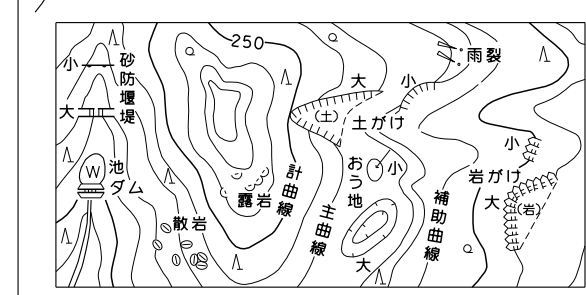
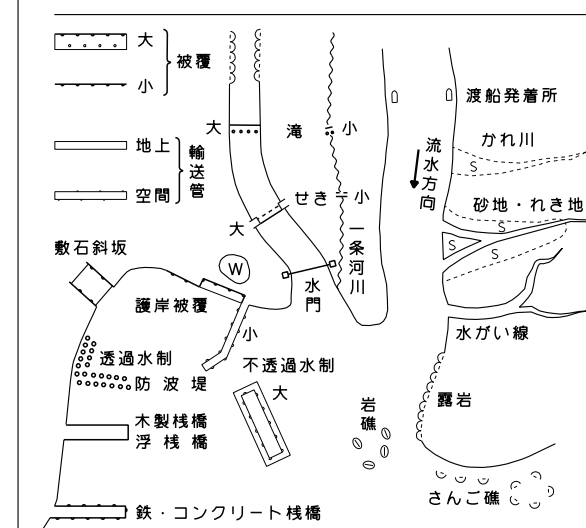
馬 入



記号		
	三角点	37.2
	電子基準点	25.62
	水準点	25.62
	多角点(二等)三角点 有する国府点等	42.3
	公測準点(二等)点	35.6
	公測準点(一等)点	25.73
	標高が正しい 標高点	12.3
	図化検査定 による標高点	15.8

[illegible]

 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語
 日本語	 日本語

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第IX座標系
投影は横メルカトル図法
国郡に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
平面直角座標値は、世界測地系による
高さの基準は東京湾の平均海面

平 塚 市

馬 入 37-31

事 項 \ 市町名	平塚市
件 名	平塚都市計画用途地域の変更
図 面 名 称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	5/5
作成年月日	令和 年 月 日

凡例

第一種低層住居専用地域	準住居地域	変更前の区域
第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域	変更後の区域
第二種低層住居専用地域	商業地域	用途地域界
第二種中高層住居専用地域	準工業地域	町丁・界
第一種住居地域	工業地域	都市計画道路
第二種住居地域	工業専用地域	都市計画区域